

令和7年6月2日

お客さま各位

村上信用金庫

手形・小切手の発行終了と全面的な電子化に向けた取り組みについて

平素は村上信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」を踏まえ、金融業界では2026年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロとすることを目標に掲げ、手形・小切手の全面的な電子化を進めており、全国銀行協会においては2027年度から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することが公表されました。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、手形・小切手の電子化に向けた下記の取組みを実施いたしますので、お知らせいたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の発行受付終了

2026年（令和8年）3月31日（火）をもちまして、手形・小切手発行の申込受付を終了いたします。

2. 手形・小切手の取立受付終了

当金庫以外を支払地とする2027年（令和9年）4月以降を期日とする取立手形等（令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）の代金取立について、2025年（令和7年）6月30日（月）をもちまして受付を終了いたします。

また、割引手形の対象となる紙媒体の手形につきましても、同様の対応とさせていただきます。

3. 電子的な決済手段への移行

手形・小切手の電子化には、事務負担の軽減、印紙代などのコスト削減、現物紛失リスクの低減等のメリットがございます。当金庫では、「インターネットバンキング」や「でんさい」などの電子決済サービスをご用意しておりますので、移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上